

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する
明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表三(一)

留保金額に対する税額の計算				
課税留保金額		税額		
年 3,000 万円 相当 額 以下 の 金額 ((21)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額)	1	円	(1) の 10 % 相 当 額	5
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((21)-(1)又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額)	2	円	(2) の 15 % 相 当 額	6
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (21)-(1)-(2)	3	円	(3) の 20 % 相 当 額	7
計 (21) (1)+(2)+(3)	4	円	計 (5)+(6)+(7)	8

令五・四・一以後終了事業年度分

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

課税留保金額の計算				
留保所得金額 (別表四「52の②」)	9	円	住 民 税 額 中 小 企 業 者 等 以 外 の 法 人 (別表一「2」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「	22
当期 前期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	10			
期 当期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。)	11		の 基 礎 と な 中 小 企 業 者 等	
留 法 人 税 額 及 び 地 方 法 人 税 額 の 合 計 額 ((別表一「2」+「3」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「18」)- 別表六(一)「31」(別表 9の外書			民	23
保 住 (28)	13			
金 外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三)の六「1」)	14		住 民 税 額 (22)又は(23)×10.4%	24
額 法 人 税 額 等 の 合 計 額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15		特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特定寄附金の額の合計額)×40%	25
の 通 算 法 人 の 留 保 金 加 算 額 (別表三(一)付表二「5」)	16		調 整 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 (24)+(別表一「11」+「17」)×10.4%-(別表 六(二)付表六「7の計」)×20% (マイナスの場合は0)	26
計 通 算 法 人 の 留 保 金 控 除 額 (別表三(一)付表二「10」)	17		支 出 し た 場 合 住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額)	27
算 他 の 法 人 の 株 式 又 は 出 資 の 基 準 時 の 直 前 に お け る 帳 簿 価 額 から 減 算 さ れ る 金 額 (別表三(一)付表一「19」)	18			
当 期 留 保 金 額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19			
留 保 控 除 額 (別表三(一)付表一「33」)	20			
課 税 留 保 金 額 (19)-(20)	21	円	住 民 税 額 (24)-(27)	28

【No.14】10欄の金額は、前事業年度の11欄の金額と一致していますか。

【No.15】11欄には、当事業年度中に基準日等があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額(通算法人間配当等の額を除きます。)を記載していますか。